

金融経済教育推進機構と認定アドバイザー制度



(株)野村総合研究所金融デジタルビジネスリサーチ部長 竹端 克利

～要旨～

2024年4月5日、金融経済教育の推進を担う金融経済教育推進機構（J-FLEC）が設立された。J-FLECが設立されたことの意義は、金融経済教育推進を担う「司令塔組織」が誕生したこと、国民の金融リテラシー向上に向けた政府による強いコミットメントが示されたことにある。J-FLECが運営する「認定アドバイザー制度」のポイントは、民間ビジネスとの「棲み分け」が注意深く設計されている点にある。このことは、「幅広い主体が連携しながら国民全体の金融リテラシー向上と資産形成推進を働きかける」とする国家戦略とも整合的な制度設計と評価できる。今回のJ-FLEC設立によって、金融制度上の大きな節目を超えたことは確かだが、この先、国民全体に幅広く金融教育を普及させるためには、家計管理や金融に対して普段から関心を持たない、いわゆる「無関心層」への働きかけが長期的には課題になるだろう。

1 金融経済教育推進機構（J-FLEC）設立に至る経緯

2024年4月5日に設立されたJ-FLEC（Japan Financial Literacy and Education Corporation）は、2024年2月1日施行の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（2023年11月20日成立）を根拠法とするが、そこに至る経緯は、「資産所得倍増プラン」を軸とする岸田政権による経済政策の政策決定プロセスと密接に関連している（表1）。以下では、機構設立に至るまでの政策決定プロセスにおいて、節目と考えられる出来事を中心に取り上げていきたい。

（1）岸田総理によるロンドン・ギルドホール講演

「資産所得倍増プラン」は、2022年11月28日に「新しい資本主義実現会議」で決定されたものだが、その発端は、岸田総理が同年5月5日にロンドンのギルドホールで行った講演まで遡る。岸田総理はこの講演の中で、「貯蓄から投資」を抜本的に進めるため、年内に「資産所得倍増プラン」を策定します」と宣言した。岸田政権は2021年10月の発足直後は金融所得課税強化を打ち出すなど、どちらかといえば家計による投資促進に対して後ろ向きとみられていただけに、ゴールデンウィーク中にロンドンで

発せられたこのメッセージは、金融業界においては驚きと期待感をもって受け入れられた。

岸田総理の演説を受け、2022年6月7日には「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定された。この「実行計画」では、「貯蓄から投資」を推進するために「資産所得倍増プラン」を年内に策定すること、その具体策の例としてNISA（少額投資非課税制度）の抜本拡充やiDeCo（個人型確定拠出年金）の改革を目指すことなどには言及されていたものの、金融経済教育に関しては「高校生や一般の方に対し、金融リテラシー向上に資する授業やセミナーの実施等による情報発信を行う」という記述に留まっており、J-FLECのような組織を新設するといった大掛かりな施策についての言及はこの段階では見られなかった。

政策立案の舞台はその後、内閣官房に設置された「新しい資本主義実現会議」の下に設置された「資産所得倍増分科会」と、金融庁の金融審議会の市場制度ワーキング傘下に設置された「顧客本位タスクフォース」に移ることになる。

(2) 内閣官房・「資産所得倍増分科会」における議論

資産所得倍増分科会は、2022年の10月7日に第1回会合が開催され、最終回である11月25日の第3回会合にて「資産所得倍増プラン」の案が示された後、11月28日の「新しい資本主義実現会議」において了承された。

「資産所得倍増プラン」には、中間層も含めた幅広い家計に、株式や投資信託を通じたリターンが行き渡る資金循環を目指すべきとされた上で、NISA口座数及びNISA買付額を5年間で倍増させるという数値目標（それぞれ1,700万口座→3,400万口座、28兆円→56兆円）が掲げられている。そして、これらの目標を実現するための施策として、NISAの抜本拡充をはじめとする「7つの柱」が盛り込まれた（表2）。

表1 金融経済教育推進機構（J-FLEC）設立までの経緯

2022年	5月5日	岸田総理がロンドンギルドホールで基調講演⇒「資産所得倍増プラン」の年内策定を表明
	6月7日	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」閣議決定⇒「資産所得倍増プラン」の年内策定が明記
	9月26日	第1回 顧客本位タスクフォース
	10月7日	第1回 資産所得倍増分科会
	10月24日	第2回 顧客本位タスクフォース
	11月7日	第3回 顧客本位タスクフォース
	11月15日	第2回 資産所得倍増分科会
	11月22日	第4回 顧客本位タスクフォース
	11月25日	第3回 資産所得倍増分科会
	11月28日	新しい資本主義実現会議：「資産所得倍増プラン」決定
	12月6日	第5回 顧客本位タスクフォース：「中間とりまとめ（案）」
	12月12日	市場制度ワーキング・グループ：「顧客本位タスクフォース「中間報告」」
	2023年	3月14日
11月17日		第212回国会 改正金融サービス提供法案成立
2024年	1月26日	第6回 顧客本位タスクフォース
	3月15日	「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」閣議決定
	4月5日	金融経済教育推進機構設立

（出所）首相官邸、内閣官房、金融庁ホームページより作成

表2 「資産所得倍増プラン」の7つの柱

第1の柱	家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
第2の柱	加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
第3の柱	消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
第4の柱	雇用者に対する資産形成の強化
第5の柱	安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
第6の柱	世界に開かれた国際金融センターの実現
第7の柱	顧客本位の業務運営の確保

(出所)「資産所得倍増プラン」より引用

この7つの柱のうち、第3の柱として「消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設」、第5の柱として「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」が盛り込まれた訳だが、これら2つの「柱」が、現在に至る J-FLEC の設立と、J-FLEC が運営する認定アドバイザー制度に繋がることになる。

「資産所得倍増プラン」全体としては、岸田政権が目指した「成長と分配の好循環」の実現に向け、NISA や iDeCo など税制優遇強化を通じて国民に投資の普及を促すことに加えて、国民が安心して金融サービスを利用できる環境整備も同時に目指すものだった。本稿で取り上げる J-FLEC の新設や中立アドバイザー制度の創設は、後者の一環として位置付けられていたと解釈できるだろう。

資産所得倍増分科会の議論及び「資産所得倍増プラン」では、J-FLEC 設立や中立アドバイザー制度を創設するといった大まかな方向性が示されたが、具体的な議論は、次項で取り上げる金融庁の「顧客本位タスクフォース」において展開された。

(3) 金融庁・顧客本位タスクフォースにおける議論

金融庁の「顧客本位タスクフォース」は、「資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保及び金融リテラシーの向上についての具体策を専門的に検討すること」を目的として、金融審議会・市場制度ワーキング・グループの傘下に設置された。

タスクフォース全体としては、金融商品販売業者等による顧客本位の業務運営の推進と、家計に全体の金融リテラシーの向上という2つのテーマを主としてカバーしていたが、その中で、J-FLEC 新設や中立的なアドバイザー制度（後に「認定アドバイザー制度」と呼ばれることになる）に関する議論が展開された。

タスクフォースは、2022年9月26日に第1回会合が開催された後、12月6日の第5回会合における「中間とりまとめ（案）」を経て、12月12日の市場制度ワーキング・グループにて「中間報告」として報告された。以下では、「中間報告」における J-FLEC 新設及び認定アドバイザーに関する内容を振り返る。

まず、J-FLEC の新設に関する部分は、政府や業界団体等幅広い主体が金融経済教育に取り組んでいるものの、国民の資産形成への自助努力を強力に支援していくためには、中立的かつ業界横断的な常設組織を「早急に構築すべき」

と明記された。各回の議事録を読むと、タスクフォースのメンバーから常設組織に対する期待感が示されており、特に異論がない形で合意形成に至った様子が窺える。

「中間報告」における認定アドバイザー制度に関わるポイントとして、第一に、認定要件に「金融商品を販売する金融機関に属していない」「金融商品を組成・販売する金融機関から報酬を得ていない」といった基準が盛り込まれるなど、金融機関からの強い独立性が要求された。各回の議論では、タスクフォース参加者の間でもアドバイザーの範囲に金融機関関係者を含めるべきか否かは意見が分かっていたが、最終的には「含めない」という結論に至った。「消費者にとって誰が中立的で信頼できるアドバイザーかがわかりにくい」とされる現状への対応として、わかりやすい形式基準が有効と判断されたと考えられる。

第二に、助言範囲をつみためた NISA や iDeCo に限定する代わりに登録要件を緩和した、簡素な投資助言葉の創設を検討するよう提案されていた。提案の背景には、認定アドバイザーが利用者の相談に答えていく中で、個別商品に関する助言を求められるなどの場面が想定されていたと考えられる¹⁾。ただし、本稿執筆時点では、新たな助言葉に関する具体的な検討はなされていない。この理由は、その後の制度設計の結果、認定アドバイザーが対応する相談の範囲から個別商品に関する事柄が除外されたため、現時点では新しく助言葉を創設する必要性が低下したためと考えられる²⁾。

(4) 改正金サ法から国家戦略としての「基本方針」の策定

資産所得倍増分科会および顧客本位タスクフォースの議論を経て、J-FLEC の新設を含む「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関

する法律」（「金融サービスの提供に関する法律」から改名。以下、「金サ法」と表記）が、金融商品取引法等の改正案とともに 2023 年 3 月 14 日に第 211 回通常国会へ提出された。他の法案審議等の都合上、第 211 回通常国会では成立しなかったが、同年秋に召集された第 212 回国会にて成立した。

金サ法には、J-FLEC の設置根拠となる条文の他に、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を定めることを政府に求める条文も含まれていた（第 82 条）³⁾。この基本方針は、国民に対して資産形成の重要性を浸透させ、働きかけていくためには、幅広い主体が連携して強力に推進するための、いわば「国家戦略」とも呼ぶべきものである。

基本方針の内容は、2024 年 1 月 26 日の第 6 回顧客本位タスクフォースで議論されたのち、パブリックコメントの募集を経て 2024 年 3 月 15 日に閣議決定された。国民の安定的な資産形成を図ることは「個々人の幸福や厚生実現のために不可欠」と位置付けられた上で、NISA の利用や金融教育の普及に関する目標、金融商品の販売・組成に関わる金融機関、企業年金等のアセットオーナーに関する取り組み方針など、多岐に亘る論点・施策が盛り込まれていた。中でも重要と思われるポイントは、資産形成支援に係る施策を推進していく上では、国、地方自治体、民間団体、民間金融機関といった幅広い主体が連携しながら進めていくと宣言されたことであろう。

以上の経緯を経て、2024 年 4 月 5 日、「知るぽると」で知られる金融広報中央委員会（事務局は日本銀行）、全国銀行協会、日本証券業協会が発起人となり、J-FLEC が正式に設立された。同年 8 月からの本格的な業務開始を受けて、現在に至っている。続く第 2 節では、J-FLEC の

組織や業務概要を中心に整理する。

2 金融経済教育推進機構（J-FLEC）と認定アドバイザー制度の概要

(1) J-FLEC の組織と事業概要

前述の通り、J-FLEC は、金融広報中央委員会、全国銀行協会、日本証券業協会が発起人となり設立された認可法人である。職員数は70名程度であり、発足当初は日本銀行、日本証券業協会、全国銀行協会などからの出向者で構成される。年間予算規模は20億円前後と見込まれている。

J-FLEC のホームページには、組織の目的として「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進すること」が掲げられている。具体的な事業として、①講師派遣（出張授業）事業、②イベント・セミナー事業、③J-FLEC はじめてのマネープラン無料体験事業、④J-FLEC はじめてのマネープラン割引クーポン配布事業、⑤学校等への支援事業の5つの事業のほか、金融広報中央委員会が実施していた「金融リテラシー調査」をはじめとした各種の調査業務を担うこととされている。

(2) J-FLEC におけるアウトカムと KPI

J-FLEC の公表資料によると、これらの事業や業務に関するアウトプット及びアウトカムに関して具体的な KPI(数値目標)を設定している。ここで、「アウトプット」とは J-FLEC としての活動量を示す指標、「アウトカム」はその結果として国民にどのような変化をもたらすことができたかを示す指標と理解できるだろう。

具体的な中身を見ると、アウトプットとして、講師派遣事業等に関する量的目標が掲げられており、年間実施回数として1万回、年間参加人数75万人と設定されている。これらの数値の多寡をどう見るかだが、これまでの金融庁や各業界団体での実績が、それぞれ年間5,000回、30万人であることを踏まえると、実施回数および参加人数を、単純計算でこれまでの約2倍にするという目標が設定されたと解釈でき、現状との対比では意欲的な水準に設定されたといえる。

アウトカム指標に関しては、J-FLEC による講師派遣の講座を受講した個人を対象に、「金融リテラシーがどこまで向上したか」と「金融の意識・行動がどれだけ変容したか」の観点から設定されている。前者の具体的な KPI として、金融知識・判断力を問う設問の正答率を現在の40～50%

表3 J-FLEC が担う事業

①	講師派遣事業	全国の企業や学校等に、J-FLEC 認定アドバイザー（J-FLEC 講師）を派遣し、金融経済に関する出張授業（無料）を展開
②	イベント・セミナー事業	全国各地で、社会人の方や事業会社（経営者の方）、教員の方などを対象とした、お金に関する無料イベント・セミナーを開催
③	「J-FLEC はじめてのマネープラン」無料体験事業	J-FLEC 認定アドバイザーによる個別相談の無料体験を、J-FLEC において、対面またはオンラインで実施
④	「J-FLEC はじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業	J-FLEC 認定アドバイザーによる有料の個別相談をはじめて利用する方を対象に、相談料が80%オフ（1時間あたり最大8,000円まで割引）になる電子クーポン（3時間分）を配布
⑤	学校等への支援事業	金融経済教育に関する研究活動などに取り組む学校を指定し、教育研究費の助成やアドバイス提供を実施

(出所) J-FLEC・理事長就任記者会見資料

から欧米並みの70%へ引き上げる、後者のKPIとして、生活設計等への意識を持ったり外部知見を活用したりするようになった人の割合を受講前と比較して10%以上向上させること、がそれぞれ掲げられている。

筆者は必ずしも他の認可法人や公的組織全体を理解している訳ではないが、アウトプットとアウトカムを明確に区分した上で、ここまで具体的かつ事後的に検証可能な形でKPIが設定・公表されている例は、珍しいように思える。国民への説明責任という面でも、組織運営におけるPDCAサイクルの実効性という面でも、極めて透明性の高い組織設計が意識されていると評価できるのではないだろうか。

(3) J-FLEC 認定アドバイザー制度

J-FLECによる事業推進を支える上で鍵となるのが、「認定アドバイザー制度」である。同制度の目的は、利用者にとって「誰が信頼できるアドバイザーかわからない」とされる現状において、例えば日常的な健康相談を近所の診療所で相談するのと同じような気軽さで、消費者が日常的な家計管理や資産運用等を相談できる環境を整えることにあり、そのためのアドバイザーの「見える化」に主眼が置かれている。これは、「資産所得倍増プラン」や「基本方針」でも言及されていた点でもある。

認定アドバイザーは「早期に1,000人体制を目指す」とされている⁴⁾が、その要件を改めて整理すると、アドバイスを提供する上で有益と考えられる資格を有すること、金融商品の組成・

表4 J-FLEC が設定した KPI

		KPI 及び目標
アウトプット	金融経済教育の提供	J-FLEC における講師派遣等 ①実施回数 1万回/年 ②参加人数 75万人/年 ※これまで金融庁や各業界団体で行ってきた講師派遣等の回数は年間約5,000回、参加人数は年間約30万人
アウトカム	金融リテラシーの向上	「金融知識・判断力」 関連設問の正答率を欧米並みの70% ※現状の正答率は40～50%
	金融意識・行動の変容	①生活設計等への意識を持つ割合・取組み率 受講前比10%以上向上 ②外部知見の活用率 受講前比10%以上向上

(出所) J-FLEC・理事長就任記者会見資料

表5 認定アドバイザーの認定要件

●次のいずれにも該当しないこと：

- －金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している
- －金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている

●家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格（CFP、AFP、FP技能検定（2級以上）、外務員（1種）、弁護士等の士業、消費生活相談員など）及び一定の業務経験（原則として当該資格に関するもの）を有すること

●法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと

●反社会的勢力ではないこと

●その他、金融経済教育推進機構が不適当と認めた者でないこと

(出所) J-FLEC・理事長就任記者会見資料

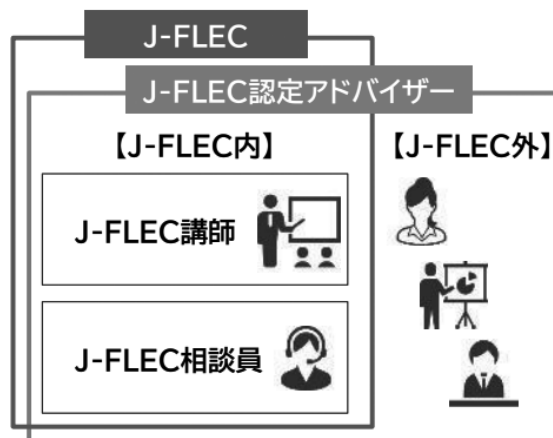
販売等を行う金融機関等に常勤・非常勤関係なく所属していないこと、金融機関等から報酬を受けていないこと、などが課されている。金融機関等から強い独立性が求められているため、実際に認定アドバイザーの候補となり得るのは、金融機関とは距離を置いた独立系と呼ばれるFP（ファイナンシャル・プランナー）が中心になる可能性が高いだろう。

認定アドバイザーが担う具体的な仕事を示したものが図1である。アドバイザーの仕事の領域として、「J-FLEC内」と「J-FLEC外」に分かれる。「J-FLEC内」とは、J-FLECが実施する事業の担い手として活動することを指し、先に上げたJ-FLECの5つの事業のうち、①講師派遣（出張授業）事業、③「J-FLECはじめてのマネープラン無料体験事業」に相当する。①はJ-FLECが会社や学校などに派遣する講師、③は一般消費者に対して提供する無料相談のアドバイザーを指す。無料相談の対象となる内容は、家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等の多岐に亘るが、前述の通り、個別の金融機関や金融商品に関する相談や、税金計算などには対応していない。このため例えば、「NISAとは何か」といった質問に対して制度の解説を行うことはできるが、「どの金融機関でNISA口座を開設すべきか」「NISAで何を買うべきか」といった質問には対応できない。

これに対して「J-FLEC外」とは、J-FLECの業務である①や③とは別に、FP等が自身のビジネスとして展開している相談サービスのことを指す。利用者が希望する場合には、認定アドバイザーが「J-FLEC外」として行う有料の相談サービスに対して、J-FLECから利用料の補助を受けることも可能である。これは、前述のJ-FLECの事業のうち、④J-FLECはじめてのマ

ネープラン割引クーポン配布事業に相当するものであり、相談者のライフプラン作成からアセットアロケーションの提案（但し、個別商品の提案を伴わない範囲）までを範囲としている⁵⁾。

図1 認定アドバイザーの仕事の範囲



(出所) J-FLEC・理事長就任記者会見資料

利用者の視点でまとめると、①J-FLEC内での認定アドバイザーに対する相談は無料で利用可能であり、②認定アドバイザーによる有料の相談サービス（J-FLEC外）に対してJ-FLECから利用料の補助が受けられる、という仕組みである。

ここで、アドバイザーの視点からJ-FLECから「認定」されることの意味合いを考えたい。

J-FLECの公表資料によると、令和6年度予算のうち、無料相談事業に4,000万円、講師派遣事業に3.8億円が予定されている。これらは認定アドバイザーに対する報酬が含まれるとみられるが、その規模を見る限り、一人一人の認定アドバイザーにとっては主たる収益源にはなり得ないことが想像できる。つまり、アドバイザーにとって認定を得ることのメリットやインセンティブは、金銭面（報酬）というよりも、自身のブランド価値や信頼性を補完することに重きが置かれていると考えられる。

3 J-FLEC 新設の意義と認定アドバイザー制度に関する考察

第1節・第2節を通して、J-FLEC 設立までの政策決定プロセスと、J-FLEC 及び認定アドバイザー制度の概要を整理してきた。本稿執筆時点（2024年9月）はJ-FLEC 発足直後ということもあり具体的な成果や課題が浮き彫りになっている訳ではないが、本節では、ここまで明らかになっている情報を基に、J-FLEC が新設されたことの意義と、認定アドバイザー制度をどう評価していくかについて考察を加えたい⁶⁾。

(1) J-FLEC 設立の意義

J-FLEC が新設されたことの最大の意義は、金融経済教育を推進するための「司令塔組織」が設立された点にあるだろう。もともと、わが国では政府、業界、金融機関など含め幅広い主体が金融経済教育を推進していたが、「同じことを個別に実施する」ことに伴う非効率が生じていたとしても不思議ではなかったが、機能集約を図ることで、足並みを揃えた施策の推進が期待される。加えて、司令塔組織を新設することで、政府としてこれまで以上に金融教育の推進に本腰を入れるという強いメッセージが打ち出されたことも大きい。米国では、金融リテラシー教育委員会（The Financial Literacy and Education Commission）と呼ばれる組織が存在し、財務省や金融消費者保護局をはじめ20を超える省庁等の長が参加して連邦政府一体となって金融教育を推進する体制が整備されている。また、英国では、MaPs（The Money and Pension Service）が個人に対して年金に関するガイダンスなどを提供するだけでなく、金融教育に関する国家戦略の策定まで担っている。米英の事例から得られる示唆は、金融教育を国家の重要戦略として位置付け、司令塔組織を設立

することで、政府によるコミットメントを示すと同時に、政策の推進力を担保している点にある⁷⁾。わが国における今回の機構設立も、既存組織からの機能集約による効率化といった側面だけでなく、米英と同様に政府による強いコミットメントや推進力が期待できるのではないかと。

(2) 認定アドバイザー制度に関する考察

認定アドバイザー制度について考察していく上では、特に認定アドバイザーがJ-FLEC 内で行う事業の「守備範囲」をどう評価するかがポイントになろう。第2節でも触れた通り、認定アドバイザーがJ-FLEC の無料相談を行う際、個別金融機関や個別商品に関するアドバイスは行わないとされた。この設計に対して、利用者が知りたいと思う事柄や解決したい問題に対して十分に答えきれないのではないかと指摘もみられる⁷⁾。確かに、なるべく一度で疑問や問題が解決することが望ましいというのが利用者視点から見た素直なニーズであることは、一般論としてはその通りだろう。

しかしながら、公共性の高い機関であるJ-FLEC が、個別商品も含めて利用者のニーズに応えようとすると、民間金融機関のビジネスとの境界が曖昧化し、「民業圧迫」の問題が生じる可能性がある。さらに、仮にJ-FLEC が民間ビジネスの領域と直接的に競合してしまうと、「民間金融機関や業界団体含めた幅広い主体と連携して国全体として金融教育を推進する」と謳った「国家戦略」の精神とも矛盾が生じ得る。J-FLEC 自身が他の幅広い主体と補完的関係を維持するからこそ、それらの主体との連携が可能になるという側面は無視できないのではないかと。このように考えると、スタートラインとして設計された今回の認定アドバイザーの「守備範囲」は一定の合理性があると評価できると考えられる。

4 むすびに代えて：「無関心層」へ如何に働きかけるか

ここまで、J-FLEC および J-FLEC が運営する認定アドバイザーの設立経緯及び制度上のポイントを論じてきたが、これらはいずれも、金融教育の担い手側、「供給側」の仕組みに光を充てたものといえる。本節では、結びに代えて、金融教育を受ける側、つまり「需要側」の視点に立ち、より長期的な課題を言及したい。少なくとも現時点で金融経済教育は義務教育ではないため強制力はなく、あくまで「関心を持った人」「金融教育を受けたいと思った人」にしか届けることができない。ところが、各種の調査結果が示唆する通り、わが国では国民の多くが家計管理や資産形成そのものへの関心が薄く、そもそも金融教育を受けたいと思う人が多くないのが実情である。この意味では、今回の J-FLEC 設立によって金融制度上の大きな節目を超えたことは確かだが、この先、国民全体に金融教育を浸透させていくことを展望した場合、「無関心層」にどう働きかけるかが長期的には課題となるだろう。

【注】

- 1) 現行法制では、認定アドバイザーが個別商品の助言を行う場合、投資助言業の登録が必要になるが、特に個人のアドバイザーでは投資助言の登録が難しいとされていた。
- 2) 英国でも、助言範囲を絞った上での簡素なアドバイザー制度の創設が検討されたが、範囲を絞ることで却って顧客のニーズに応えられず、ビジネスとして成立しにくいなどの反対意見が相次いだため、検討が停止された経緯がある。英国における限定アドバイザーの検討経緯等の詳細は、國見 (2023)、森 (2023)、森 (2024) を参照。
- 3) 顧客本位タスクフォースの「中間報告」におい

ても、国だけではなく地方自治体や民間企業も含めた幅広い主体が連携して金融経済教育を推進すべく、「基本的な方針」を策定すべき」との記述が盛り込まれていた。

- 4) 学頭 (2024) において、「早期に1,000人体制を目指す」との安藤理事長のコメントが引用されている。
- 5) 相談料の最大8割（金額換算で一人あたり上限3時間、24,000円）の補助を受けることが可能である。
- 6) 本節の議論は、竹端 (2024) を加筆・修正したものである。
- 7) ここで言及した米国・英国の事例は、加藤・橋口 (2021) を参考にした
- 8) 例えば、湯浅 (2024) を参照。

【参考文献】

- 学頭貴子 (2024) 「J-FLEC 薄氷踏む始動 足りぬ担い手、問われる質」『NIKKEI FINANCIAL』(2024年7月8日、日本経済新聞社)
- 加藤貴大・橋口達 (2021) 「米英における国家戦略としての金融教育」『資本市場クォーター』(2021年秋号、野村資本市場研究所)
- 國見和史 (2024) 「英国の株式ISA 限定アドバイス制度案をめぐる議論 - 我が国の中立的なアドバイス提供の仕組みへの示唆 -」『データで読み解く金融ビジネスの潮流』(2023年4月6日、野村総合研究所)
- 竹端克利 (2024) 「金融経済教育推進機構の期待と課題」『金融資本市場展望』(2024年6月12日、金融ファクシミリ新聞社)
- 森駿介 (2023) 「英・株式型ISA 限定のアドバイス制度案導入取りやめと日本への含意」『大和総研レポート』(2023年8月29日、大和総研)
- 森駿介 (2024) 「英規制当局のアドバイス・ギャップ解消に向けた提案」『大和総研レポート』(2024

年1月10日、大和総研)
湯浅兼輔 (2024)「金融教育機構に「中立」の束縛
金融庁の懸念映す」『NIKKEI FINANCIAL』(2024
年3月18日、日本経済新聞社)

たけはな かつとし
株式会社野村総合研究所金融デジタルビジネスリサーチ部
長

2005年慶応義塾大学総合政策学部卒業後、野村総合研
究所に入社。コンサルティング事業本部にて中央省庁及び
政府系金融機関向けのコンサルティング業務に従事。2012
年、金融ITイノベーション研究部に異動し、研究員として
金融制度及び金融業界に関する調査研究や提言活動に従
事。現在は金融デジタルビジネスリサーチ部長を務める傍
ら、証券分野を中心とした制度や業界動向に関する調査研
究に従事している。主な公職に、会計検査院特別調査職、
埼玉県・滋賀県・富山県・横浜市の公金管理外部委員。
